

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

港湾環境整備事業や船舶油濁損害対策等を実施することにより、良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
12	廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数 *

業績指標の分析

(12) 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数 *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	毎年度
実績値	約7年	約7年	約7年	約7年	約7年	約8年	7年以上を確保
年度ごとの目標値		7年以上	7年以上	7年以上	7年以上	7年以上	

(事務事業等の実施状況)

港湾整備事業等により、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場の整備を実施している。また、海面処分場の延命化を図るべく、循環型社会の構築や、首都圏で発生する建設発生土の広域利用を推進している。令和6年度は、全国9港において、廃棄物埋立護岸の整備等を進めた。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度の実績値は約8年となり、目標年度における目標値を達成した。

(課題の特定)

評価結果

(目標達成度合いの測定結果)

② 目標達成

(判断根拠)

本施策目標の業績指標は1個であって、令和6年度の実績値が目標を達成していることからAと評価し、業績指標が目標を達成しているため、施策目標としては「② 目標達成」と判断した。

(施策全体の総括分析・今後の取組の方向性)

本施策目標は、過去5年間にわたって目標を達成している。今後とも引き続き目標を達成すべく、廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

外部有識者のコメント

施策目標の評価結果等の判断につき、異論はない。(国土交通省政策評価会 白山 真一)

評価実施時期

令和7年8月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標4

港湾局海洋・環境課 課長 馬場 智

・業績指標12

担当課：港湾局海洋・環境課 (課長 馬場 智)

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	船舶油濁損害対策	000663
2	国連環境計画等拠出金	004021
3	海洋・沿岸域環境の保全等の推進	004023
4	低潮線の保全に要する経費	004025
5	港湾廃棄物処理施設整備事業	004027
6	港湾公害防止対策事業	004028
7	港湾区域における低潮線の保全に要する経費	004030
8	港湾におけるカーボンニュートラル実現に必要な経費	004031
9	緑地等施設事業	006101
10	海域環境創造・自然再生等事業	006102

参考指標の達成状況

施策目標：4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する

参考指標

(参8) 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数

	初期値	実績値					目標値
	H18年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	毎年度
実績値	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
年度ごとの 目標値		0件	0件	0件	0件	0件	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標8

担当課：総合政策局海洋政策課（課長 竹内 智仁）

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		
【業績指標】	(12)廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約7年 (令和2年度)	7年以上を確保 (毎年度)
【指標の定義】	各海面処分場における受入予定期間(計画値)に基づき算出した当該年度における残余年数の全国平均値。		
【目標設定の考え方・根拠】	海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。		
【外部要因】			
【他の関係主体】	環境省(廃棄物行政を所管) 港湾管理者(事業実施主体) 市町村(一般廃棄物の処理責任者)		
【重要政策】	<p>・環境基本計画(平成24年4月27日) 廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。(第2部第1章第6節)</p> <p>・海洋基本計画(令和5年4月28日) 港湾整備に伴い発生する土砂類や、一般廃棄物等を最終処分するための海面最終処分場について、廃棄物の適正な処理の推進と港湾の秩序ある発展に資する観点から海域環境に配慮しつつ、整備を進める。(第2部4(1)カ)</p> <p>・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日) 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。(5.4.3)</p> <p>・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」</p>		
【備考】			
【担当課】	港湾局海洋・環境課		
【関係課】			